

令和2年9月11日
在ハガッニヤ日本国総領事館

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大とともにガアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

目 次

1. ガアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例 **(更新)**
2. ガアム入島後の行動制限（隔離）措置の実施 **(更新)**
3. 新たな知事命令（Executive Order 2020-30）発効 **(更新)**
4. 総領事館の開館と利用に関するお願い
5. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置
6. ガアム政府による給付金や休業・失業補償
7. ガアムを含む米国入国制限措置
8. 感染防止対策の励行
9. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合
10. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

1. ガアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例

9月11日午後3時現在、ガアム政府発表によるガアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は1,846名です。また、ガアム政府のリカバリー・プランに基づく規制緩和段階は「P COR 1」となっています。

＜内訳＞

- ・治療又は隔離中の感染者 744名
- ・隔離療養の解除又は治癒した感染者 1,081名
- ・亡くなった感染者 23名

新型コロナウイルスに関するガアム政府の報道発表は以下のガアム政府機関ホームページでご確認いただけます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

<http://dphss.guam.gov/covid-19/>

現在、ガアム島内における新型コロナウイルス感染者は増加し続けている状況で、島内の医療体制逼迫も懸念されています。ガアム政府は市民に対し、外出は最低限にとどめ、感染拡大防止に努めるよう指示しています。短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取っていただきますようお願いいたします。

2. グアム入島後の行動制限（隔離）措置の実施

9月7日、グアム衛生保健局は、8月21日正午に発効した新たな検疫措置の詳細を定めるガイドンス（DPHSS GUIDANCE MEMO 2020-11 Rev7）を発出し、感染者が発生していない国以外の全ての国からの来島者（※軍人や医療従事者等の一部除外対象あり）に対し、政府指定施設において14日間の強制隔離措置を行うことを決定しました。この措置の有効期限は、9月11日正午までとなっていましたが、新たな知事命令（Executive Order 2020-31）では明示的に延長するとは明記されていないところ、引き続き有効である可能性がありますのでご注意ください。

本措置により、原則として、ほぼ全てのグアム入島者が政府指定施設における14日間の強制隔離措置の対象となりますのでご注意ください。

以下、概要抜粋

(1) 下記（2）以外の全ての国からの来島者に対する検疫措置

- ア 事前の検査結果に関係なく、グアム政府指定施設において14日間の強制隔離が課される。
- イ 入国に際して検疫同意書（Voluntary Quarantine Acknowledgement）に署名しなければならない。
- ウ 空港からグアム政府指定施設までは往復とも専用車両によって輸送される。
- エ 強制隔離中は、日々の経過観察に応じなければならない。また、医学的な緊急事態や許可された受診時を除き、強制隔離中はグアム政府指定施設の部屋から出たり、訪問者を受け入れたりしてはならない。
- オ 14日間の強制隔離期間が満了する前に乗り継ぎ便や帰国便の搭乗日が到来して物理的にグアムを離れる予定の場合、その事実を証明すれば、隔離期間は当該搭乗日までとなる。

(2) 感染者が発生していない国からの来島者に対する検疫措置

- ア 感染者が発生していない国（※WHOのCOVID-19 Dashboardを参照：<https://covid19.who.int>）から直行便（飛行機か船を問わず）で来島する場合、事前の検査も不要であり、入国後の検疫措置も不要。
- イ ただし、ソーシャルディスタンシングの実施、マスクの着用、消毒の励行を実施しなければならない。また、新型コロナウイルスの症状が出た場合は速やかに医療機関に報告し、検査を受けなければならない。
- ウ ビーチや公園は個人的な運動目的以外では利用してはならず、現在有効な全ての行政命令に従わなければならない。

本措置の詳細及び知事命令（英語）については、下記のURLからご確認ください。

保健局：隔離措置に関するページ

<https://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>

知事命令（Executive Order）

<http://dphss.guam.gov/covid-19-jic-releases-executive-orders/>

3. 新たな知事命令（Executive Order 2020-31）の発出

9月11日、グアム準州知事は、グアムでの新型コロナウイルス感染者数の急増が続いていることを受けて、新たな知事命令（Executive Order 2020-31）を発出し、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を引き続き実施することを発表しました。同知事命令の概要は以

下のとおりです。

- ・8月21日から1週間としていた「P C O R 1（パンデミック警戒レベル最高度）」を引き続き維持する。
- ・9月11日正午までを期限としていた外出禁止令を9月18日正午まで延長する。
- ・人が集まる行為（集会等）は禁止とする。なお、8月29日正午より宗教上の集会は一定の条件の下、駐車場において実施することは認める。
- ・グアム政府各行政機関は、市民の健康と安全に不可欠な一部の業務を除き、対面方式での行政サービスは停止する。
- ・グアム保健局のガイダンスメモ（2020-36）で定められた業種以外の商業活動は禁止とする。
- ・公立・私立学校の施設を閉鎖する。なお遠隔授業（オンライン授業等）は許可する。
- ・8月29日正午より、ビーチや公園はソーシャルディスタンスを確保することを前提に、個人の運動目的に限り利用を許可する。
- ・全てのグアム来島者に対し、政府指定施設等での強制隔離措置を実施する（注：感染者が発生していない国からの来島者を除く）。

詳細は、以下のURLからご確認ください。

知事命令（Executive Order 2020-31）

<https://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/09/Executive-Order-No.-2020-31-Relative-to-Extending-the-Stay-at-Home-Order.pdf>

保健局ガイダンスメモ（2020-36）

<https://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/08/DPHSS-GUIDANCE-MEMO-2020-036-Authorized-Businesses-and-Services-During-PCOR-1-Relative-to-Executive-Order-2020-29-08-27-20-1.pdf>

4. 総領事館の開館と利用に関するお願い

現在、グアムでは新型コロナウイルスの新規感染者の急増が続いていること、グアム政府も引き続き最高度の警戒レベル（P C O R 1）を維持し各種対応にあたるなど、市中は予断を許さない状況となっています。なお、当館につきましては「総領事館」としての機能を維持するため、「P C O R 1」の間も、通常どおり開館する予定です。領事サービス窓口の受付時間も、開館日は午前8時30分から午後4時30分（午後0時30分から1時30分の間は昼休憩）と通常どおりとなっておりますが、感染拡大防止のため、対応する職員の人員体制を縮小して業務を行っております。当館をご利用の際は以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

- ・グアム政府が不要不急の外出を避け、自宅に留まるよう指示していることを踏まえ、当館への手続きについても急を要する手続きではない場合は、日を改めて来館して頂きますようお願いいたします。
- ・当館入室前の検温ならびに、出入後の消毒用アルコールジェルでの消毒にご協力を願います。消毒液は入室後の扉の脇に設置しています。
- ・旅券発給申請及び各種証明書の交付については、通常どおりの期間（旅券の交付は1週間、一部の証明書は翌営業日午後）で交付するよう努めますが、通常よりも長くお時間を頂く場合がございます。

- ・窓口に御来訪いただいたときや電話でのお問い合わせのときにすぐに対応・応答できない場合があり、待ち時間を長く頂戴する場合があります。
- ・Eメールでのお問い合わせについても、返信差し上げるまでに通常よりも長くお待たせする場合があります。

以上、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

5. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置

6月22日、米国政府は、移民及び一部の非移民ビザによる米国入国の停止・制限措置等に関する大統領布告（2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止に関する布告）を発表し、6月24日（水）午前0時1分（米国東部夏時間）に発効しています。同布告の主な内容は以下のとおりです。布告の原文は以下のURL（米国ホワイトハウスHP）からご確認いただけます。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-alien-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

※本件措置の影響を受ける可能性がある方は必ず原文に依拠し詳細を確認してください。

（1）移民受け入れの停止措置の期間延長

4月22日発令の大統領令「Proclamation 10014」の有効期間を本年12月31日まで延長しました。これにより、米国外にて移民ビザ（グリーンカード）を申請する外国人に対する移民ビザ（グリーンカード）の発給が12月31日まで停止となります。

なお、米国国内でグリーンカードを申請中の外国人、米国市民の配偶者及びその子、既にグリーンカードを所持している者、医療従事者及びエッセンシャルワーカーと認められる者は対象外となっています。

（2）一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置

ア. 本大統領布告発効日時点で、米国国外において、以下に指定されたビザカテゴリーを含む有効な非移民ビザ及び、本布告発効日時点で有効な、または発効日以降に発給された米国への渡航及び入国申請を許可するビザ以外の公的な渡航書類（トランスポーテーションレター、臨時入国許可書等）を保持していない外国人に対し、以下に指定されたビザカテゴリーでの入国が本年12月31日まで制限されます。

○**H-1Bビザ**（特殊技能職ビザ）、**H-2Bビザ**（熟練・非熟練労働者ビザ）

※これに同伴・合流する外国人含む

○**Jビザ**（交流訪問者ビザで以下に該当するもの：インターン、研修生、教師、キャンプカウンセラー、オペア（au pair）、サマーワーク&トラベル（SWT）プログラムに参加しようとする場合）※これに同伴・合流する外国人を含む

○**Lビザ**（企業内転勤者ビザ）※これに同伴・合流する外国人を含む

イ. 入国一時停止の制限対象外となる者

○本布告発効日時点で既に有効なH-1B、H-2B、L-1、J-1ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

○米国内に滞在しているH-1B、H-2B、L-1、J-1ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

- 上記ア.で指定されたビザカテゴリー以外の非移民ビザ保有者（E ビザ等）
- 米国の合法的な永住者
- 米国市民の配偶者または子（米国移民国籍法 101(b) (1) が定義する子。未婚、21 歳未満等）である外国人
- 米国の食品サプライチェーンに不可欠な一時的労働力やサービスを提供するために入国しようとする外国人
- 国務長官、国土安全保障長官、もしくは彼らの指名を受けた者によりその入国が国益（national interest）にかなうと決定された外国人（国防、法執行、外交、米国の安全保障に不可欠な者、コロナウイルスに罹患し入院中の者への医療ケアの提供に関与する者、コロナウイルスとの戦いを支援するため米国の機関で医療研究等の提供に関わる者、米国の即時及び継続的な経済回復を促進するために必要な者が含まれる。）

ウ. 措置の終了期限

本布告は2020年12月31日に失効となっていますが、必要に応じ延長することが可能ともなっています。

※本大統領布告では、既に有効な H-1B、H-2B、L-1、J-1 ビザを取得している外国人とその家族は制限の対象外となっていますが、米国の出入国を管理する税関・国境警備局（CBP）からは具体的なガイダンスが示されておりません。米国への出入国の予定がある方は最新情報をご確認いただきますようお願い致します。

6. グアム政府による給付金や休業・失業補償

グアム政府の労働局及び保健局は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により発生した事業の休業や従業員の解雇（失業）に関し、事業主や個人に対する経済的な支援（補償）や福利厚生サービスの受給申請を受け付けています。

その他の給付金や失業補償、企業助成金については、グアム政府労働局や税務局、経済発展局のホームページをご参照ください。

労働局ホームページ

<https://dol.guam.gov/wp-content/uploads/GUAM-DEPARTMENT-OF-LABOR-ADVISORY5.pdf>

税務局ホームページ : <https://www.guamtax.com/>

経済発展局（企業助成金） : <https://www.investguam.com/smallbusiness/>

保健局ホームページ

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/Press-Release-on-Application-Process-R1-04-04-2020-update.pdf>

また、手続きに関する問い合わせ先は、次の通りです。

【電話】総合インフォメーションダイヤル「311」

【メール】労働局 vosemployer@dol.guam.gov

税務局 guameip@revtax.guam.gov

経済発展局 smallbusiness@investguam.com

7. グアムを含む米国入国制限措置

現在実施されている米国への入国制限措置については、以下のとおりです。

- (1) 米国到着日から遡って 14 日間以内にブラジルへの渡航歴がある外国人の入国拒否（米国籍者、永住者及びその家族を除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-novel-coronavirus/>

- (2) 米国到着日から遡って 14 日間以内に英国又はアイルランド共和国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus-2/>

- (3) 米国到着日から遡って 14 日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人（注 1）の入国拒否。（注 1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添 1」をご参照ください。）

- (4) 米国到着日から遡って 14 日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での渡航歴がある外国人（注 2）の入国拒否。（注 2：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

- (5) 米国到着日から遡って 14 日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの 26 の国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの 26 の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

- (6) 米国到着日から遡って 14 日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族又は永住者は、最大 14 日間の強制（隔離）検疫措置。

- (7) 米国到着日から遡って 14 日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は、入国時のスクリーニング後、最大 14 日間の

自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず、定められた制限適用除外者又は（6）、（7）以外の方は「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については、入国制限措置内容に変更があった場合に備え、引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

8. 感染防止対策の励行

感染拡大を止めるには、一人一人の責任ある行動が重要です。マスクの着用や他者とのソーシャルディスタンス（社会的距離 2～3 メートル）を確保することに加え、以下のようなは毎日の予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを 20 秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

9. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（1）発熱（2）咳（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在しているホテルに症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください。

症状や対応などの相談ができるグアム保健局医療相談ホットライン（英語）は以下の番号となっています。

電話：671-480-7859

電話：671-480-6760／3

電話：671-480-7883

※感染拡大防止の観点から、事前連絡をせずに病院を訪れたり、症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では、新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時においては、感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）やその指示を受けている医療従事者に対して検査、治療、隔離に関する権限を付与し、個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

10. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・グアム保健省ホームページ（英語）
<http://dphss.guam.gov/>
<http://dphss.guam.gov/covid-19/>
- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時
電話：671-635-7447
- ・グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前6時から午後10時まで
電話：671-480-7859
電話：671-480-6760／3
電話：671-480-7883
- ・グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメンション（英語）
電話：311

別添 1

「2019年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」 仮訳（規定部分抜粋）

2020年1月31日

1条 入国停止及び制限

米国への入国または入国情況の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2条 入国制限及び制限の範囲

(a) 本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウィルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条(a)(15)(C)または(D)に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウィルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことないと判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

(b) 本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3条 実施及び施行

(a) 国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することによりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入

国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6条 発効日

この布告は、2020 年 2 月 2 日東部標準時間午後 5 時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>